

様式第3号(第7項関係)

公的年金給付等受給者用

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給市区町村
青柳市長殿



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

給付金の申請をされる方(児童扶養手当の支給要件に該当する方)のお名前を記入してください。

1. 申請・請求者

記入日 令和2年8月1日

フリガナ 氏名 カシミ タロウ 霞太郎	性別 男	生年月日 平成 年 月 日	現住所 ▲▲町××丁目△△番地 電話 111 (222) 3333
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input checked="" type="checkbox"/> 受けることができる(種類: ●●年金) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない

* 記名押印に代えて署名することができます。

* 「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。」「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
* 「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する(給付金の対象となる)お子さんのお名前を記入してください。

※令和2年6月以後に生まれたお子さんや平成14年4月1日以前に生まれた(障害の状態にあるお子さんの場合は平成12年5月以前に生まれた)お子さんは対象外となりますので記入しないでください。

2. 監護等児童

令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	フリガナ 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	カシミ イチロウ 霞一郎	子	男	有	平成12年12月1日	同居	
2	カシミ ハナコ 霞花子	子	女	無	平成15年8月1日	別居	■■市△△丁目□□番地
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

* 「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

* 18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日である児童又は令和2年6月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

* 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

同居する配偶者又は申請者と生計を同じくする(養育者の場合はその方の生計を維持している)扶養義務者がいらっしゃる場合はお名前を記入してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者	霞夏子	有・
扶養義務者		有・無

* 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

給付金の対象児童の数を記入してください。対象児童の数は「2. 監護等児童」に記入された児童の数になります。

4. 申請額・請求額

対象児童数	→ 2 人	申請額・請求額	80,000 円
-------	-------	---------	----------

* 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

* 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合: 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

